

2025建設国保学習会テキスト

健康増進
守ろうみんなの
建設国保



岡山県建設国民健康保険組合

みんなの建設国保

建設国保は国民健康保険法に基づいて設立された公法人です。

国保組合規約に定められた建設業の仲間が加入でき、建設業の実態に沿った運営をしている医療保険です。医療費の償還金や傷病手当金、無料の集団健診や保養所利用補助などは市町村国保にはない建設国保独自の制度です。

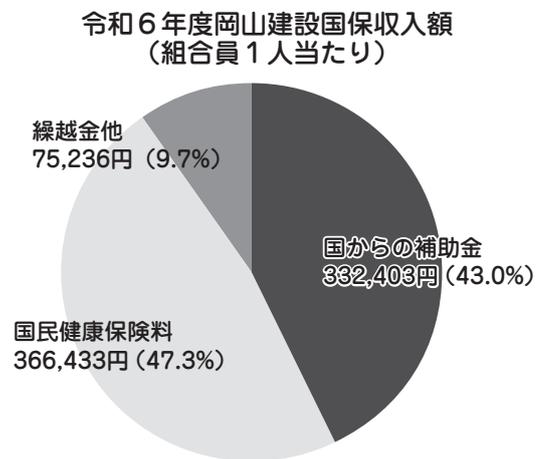
また、組合員が法人事業所を設立したり、5人以上の従業員を雇う個人事業主になった場合は、協会けんぽ（社会保険）及び厚生年金が強制適用になります。ただし、「健保適用除外」の手続きをすることにより、建設国保に残ったままで厚生年金の適用を受けることができます。（社会保険と同等の取扱いになります。）

ハガキ要請行動にご協力ください

建設国保の運営は保険料と補助金で支えられています。

令和6年度岡山建設国保の収入の内訳をグラフにしています。

国からの補助金が減ると、保険料の引き上げにつながります。



建設国保に加入できる職種

大工	左官	建具工	板金工	石工	配電工	塗装工	タイル工	土工
人夫 (雑役)	畳工	ブロック工	配管工	鉄骨工	造園工	表具工	鉄筋工	屋根工
ガラス工	内装工	サッシ工	鳶工	家引工	小舞工	ハツリ工	ラス張工	防水工
インテリア	測量士	型枠工	スレート ぶき	エクステリア	軽天仕上	金物取付	シャッター 取付	築炉
建築家具	ダクト	建築美装	プレハブ 組立	外装仕上	溶接工	建設車両 運転手	保温工	設備 機械工
設計士	ガン吹工	空調	住宅設備	舗装	断熱	サイディング	地質調査	防災工
営繕	看板工	防蟻工	現場監督	建設営業	解体工	事務員 (適用除外事業所)		

※類似職種の場合には所属支部へ相談してください。

これからの建設国保

建設国保の保険料や給付内容は、みなさんの代表である組合会議員や理事が参加して開催される国保組合会で審議・決定します。令和7年度の保険料は下表のとおりです。

年齢の到達以外で保険料区分（事業形態）が変更になった場合には速やかに所属支部で手続きをしてください。

第9種該当者のうち、学生と障害者については申請により保険料が第8種になりますので、在学証明または障害者手帳を持って支部で手続きをしてください。（包括加入の家族は第8種の保険料となります。）

※包括加入とは、組合費を払っている家族をいいます。

「マイナ保険証」がある方には「資格情報のお知らせ※1」を、ない方には「資格確認書※2」を交付します。

※1 資格情報のお知らせ

※2 資格確認書

令和7年度保険料

(単位：円)

区分	事業形態	保険料(医療分+後期高齢者支援金分)
第1種	法人の事業所の代表者に該当する組合員	28,800 (24,900+3,900)
第2種	個人事業主、建設業許可を取っている組合員	27,500 (23,600+3,900)
第3種	一人親方に該当する組合員	24,000 (20,100+3,900)
第4種	職人に該当する組合員 (31歳以上69歳以下)	22,100 (18,200+3,900)
第5種	〃 (70歳以上及び6・7種以外の女子組合員)	19,700 (15,800+3,900)
第6種	〃 (20歳以上30歳以下)	14,700 (10,800+3,900)
第7種	〃 (19歳以下)	10,400 (6,500+3,900)
第8種	扶養家族1人あたり (第9種保険料該当者を除く)	5,700 (3,100+2,600)
第9種	扶養家族のうち、20歳以上64歳以下の男子1人あたり (ただし学生・障害者は申請により第8種保険料)	13,100 (10,500+2,600)
介護	40歳以上64歳以下の被保険者	3,200

☆同居（住民票が同じ世帯）の一人親方（第3種）が複数いる場合、1人を除いて他の同居者は職人区分（4、5、6、7種）のいずれかになることができます。

☆第8種保険料及び第9種保険料の徴収にあたっては、第9種保険料該当者を優先することとし、徴収人数は、第8種及び第9種該当者を合わせて6人までとなっています。

本人第3種（42歳） 家族第8種（妻38歳、子10歳）の例
 医療分 20,100円 + (3,100円 × 2人) = 26,300円
 介護保険料 3,200円 × 1人 = 3,200円
 後期高齢者支援金 3,900円 + (2,600円 × 2人) = 9,100円

月末に郵便で届く領収請求明細書をご確認ください。

見本

請求明細書		
振替	■銀行	
金融機関	■支店	
振替日	7年 8月15日	
当月請求額	43,410	
科目名	金額	備考
国保保険料医療分	26,300	9月分
介護保険料	3,200	1人分
後期高齢者支援金	9,100	
本部費	1,360	
支部費	2,000	
けんろう共済	800	
医療共済	650	

被保険者資格の異動手続きについて

あなたの世帯に次のような異動があったら **14日以内** に所属支部へ届出てください。

※建設国保が交付した「資格確認書」がある方のみ

氏名・住所が変わったとき

【必要なもの】
資格確認書※
住民票（世帯全員分）
印鑑



出産、結婚、転入など 家族が増えたとき

【必要なもの】
資格確認書※、印鑑
住民票（続柄、マイナンバー記載）
資格喪失証明書（社会保険からの異動の場合）



建設業以外に転職したとき

【必要なもの】
資格確認書※、印鑑



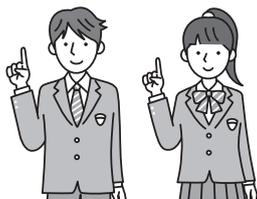
就職、死亡、転出などで 家族が減ったとき

【必要なもの】
資格確認書※、印鑑
喪失日確認書類
（死亡診断書、異動先の資格が分かる書類等）



家族が他県で就学のため 住民票を異動するとき

【必要なもの】
在学証明書
印鑑



施設入所などで住民票を 異動するとき

【必要なもの】
施設入所証明書等
印鑑



20～64歳の男性家族が学生 または障害者になったとき

【必要なもの】
在学証明書または
障害者手帳、印鑑



資格確認書※を紛失、破損 したとき

【必要なもの】
資格確認書※または紛失届出書、印鑑

- マイナンバーカードがある方（31頁参照）
→医療機関等でマイナ保険証の登録をして利用
- マイナンバーカードがない方
→支部で資格確認書の発行手続き（発行は後日）

○外国籍の方については、国籍、在留資格、在留期間、在留期間等の満了の日が記載された省略の無い住民票を提出してください。

○建設国保をやめるときは速やかに「資格確認書※」を返却してください。

○「資格情報のお知らせ」は返却する必要はありません。

健康保険の取扱について

給付制限

病気やケガをしても、健康保険が使えないものや給付制限のある場合があります。

健康保険適用外

- 正常な妊娠、分娩
- 歯列矯正
- 美容整形
- 健康診断
- 仕事中のケガや仕事による病気

健康保険で制限されるもの

- 犯罪行為によるもの

★すべての給付について、申請手続きは2年以内に行ってください。

★第三者行為によるケガや病気（5頁参照）により建設国保を使用するときは、必ず所属支部へ届出てください。

★他の法令の規定等により、これらに該当する給付を受けることができる場合は、その限度において給付を行いません。

マイナ保険証（資格確認書）を提示しないと 治療費が多くかかることも！

医療機関等へのマイナ保険証（資格確認書）の提示は、月単位ではなく、原則、毎回提示することになっています。提示をしなかった場合、保険がきかない治療（自由診療）として治療費が請求されることがあります。

高齢受給者証や限度額適用認定証（8頁）を発行した方は、必ず一緒に提示してください。提示しないで受診すると、治療費が多く請求されることがあります。

資格重複について

就職などで社会保険や市町村国保へ移行した場合、必ず脱退、喪失の手続きが必要になります。社会保険等に加入しただけでは建設国保の資格は自動喪失にならないため、保険料の二重払いとなります。健康保険の資格に異動があった場合には速やかに脱退・喪失の手続きをしてください。

また、前の保険者へ加入したまま建設国保に重複加入した場合、建設国保の資格が喪失される場合がありますのでご注意ください。

被保険者資格を喪失した場合 建設国保は使用できません



※変更の手続きは14日以内に所属の支部へ届出をしてください。

脱退（組合を辞めた場合）・喪失（扶養の方が他保険に切り替わった場合）した場合は、医療機関で建設国保の使用はできません。また、資格確認書（マイナ保険証がない方に発行）を紛失した場合には紛失届も提出してください。

資格喪失後は速やかに所属支部で手続きを行い、資格確認書を返却してください。誤って資格のない資格確認書で受診すると、建設国保が立て替えている治療費を返還して頂くことがあります。

マイナ保険証の場合は新しい保険者からの資格情報のお知らせを持参し、医療機関等で受診してください。

※建設国保から新しい健康保険に切り替わった直後に受診する場合には、速やかに全ての医療機関等の窓口へ保険者の変更を申し出てください。

相手の行為によってケガや病気をした場合

交通事故やケンカ、犬に咬まれた、食中毒など、相手の行為によってケガや病気をした場合には通常建設国保は使用せず、相手に医療費を請求します（第三者行為と言います）。ただし、「第三者行為による傷病届」を提出すれば建設国保が医療費を立て替えて、後日相手に請求を行います（自己負担額については立替対象外です）。医療機関の窓口では必ず第三者行為であることを伝えて治療を受けてください。建設国保を使用して治療を受けたら速やかに「第三者行為による傷病届」の手続きをお願いします。

また示談の際の留意点として、事故現場で相手に補償について結論を迫られても、その場で示談や交渉は絶対にしないようにしましょう。事故発生の原因があなただけに限らず、相手にも過失がある場合もあります。その場で示談が成立すると、建設国保が立て替えた医療費を相手に請求できなくなる場合があります。

建設国保から負傷原因の照会をします

建設国保を使って治療をした場合、ケガや病気の原因を文書でお尋ねすることがあります。必ずお答えくださるようお願いいたします。第三者の行為が原因のケガや病気の治療で建設国保を使用したにも関わらず、回答が無い場合は、本来負担する必要がない費用を、皆さんから納付していただく保険料で負担することになってしまいます。

仲間の生活を守る建設国保の給付

一部負担金

医療費の自己負担額

区 分	負担割合
組合員・家族	3割
小学校就学前	2割
高齢受給者（70歳～74歳）	2割 現役並み所得の方は3割

※小児医療費公費負担制度（子どもの医療負担軽減を図るため、市町村が行っている医療費の助成制度）は、市町村によって対象年齢が異なりますので、お住まいの市町村へ問い合わせてください。

償還払い制度（組合員本人のみ）

建設国保に加入する組合員本人が医療機関で受診した際、市町村国保や社会保険など同様に窓口で医療費を支払っていただきますが、自己負担額が医療機関からの診療報酬明細書（レセプト）1件につき、1か月に17,500円を超えた額を給付します。建労医療共済からも給付がある場合があります。詳しくは、13頁を参照ください。

※高額療養費（7頁）に該当する場合には申請が必要です。

※治療原因が外傷の場合は支部へ届出が必要です。

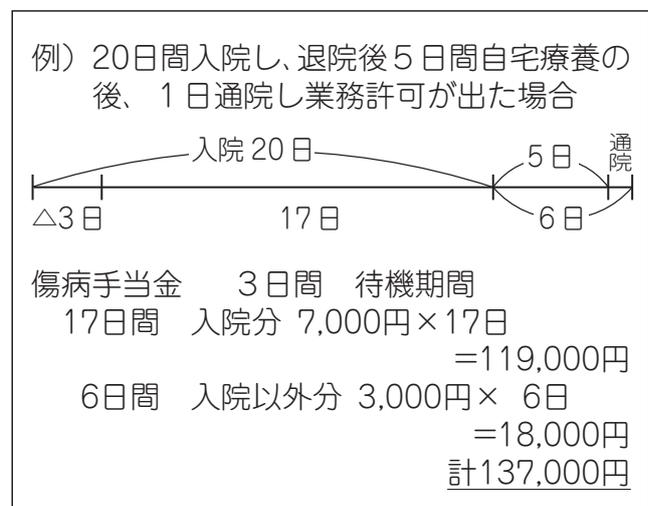
※資格喪失、保険料未納、不正受診、確定申告を行っていない等により給付できない場合があります。

傷病手当金（組合員本人のみ）

組合員が病気やケガのため連続して4日以上（受診後の医師の証明期間）仕事を休んだとき、申請により1日3,000円、入院は1日7,000円を最高70日間補償します。

ただし、工作中や相手のいるケガ、交通事故は対象になりません。最終の業務不能日の翌日から3年経てば、残日数の有無に関係なく、再度70日の受給の権利が復活します。また、最終の受給日から3年以内に再度休業した際には残日数を限度に傷病手当金を受給することができます。

申請書に、医師の証明をもらって所属支部へ提出してください。



高額療養費

1か月（暦月）の自己負担額が下表の自己負担額を超えたとき、超えた額を申請により高額療養費として建設国保から給付します。治療理由が外傷の場合には負傷届の添付が必要です。

ただし、70歳未満の方と70～74歳の方では限度額が異なります。

70歳未満の場合

医療機関ごと、入通院別に計算します。同一世帯で同じ月に21,000円以上の自己負担が複数ある場合には、それらを合算して自己負担限度額を超えた額を高額療養費として給付します。（世帯合算高額療養費）

表1

区分	所得要件	自己負担限度額
ア	901万円超	252,600円 + (医療費 - 842,000) × 1% 〈多数該当140,100円〉
イ	600万円超～901万円以下	167,400円 + (医療費 - 558,000) × 1% 〈多数該当93,000円〉
ウ	210万円超～600万円以下	80,100円 + (医療費 - 267,000) × 1% 〈多数該当44,400円〉
エ	210万円以下	57,600円 〈多数該当44,400円〉
オ	住民税非課税	35,400円 〈多数該当24,600円〉

〈多数該当〉 過去12か月に3回以上、4回目から

★所得要件の判定基準

同一世帯の被保険者に係る基礎控除後の所得金額を合計した額で判定します。

70～74歳の場合

現役並みの区分の方や、1か月（暦月）にかかった診療が入院のみ、または外来と入院がある場合は自己負担限度額までの支払いとなります。一般と低所得の区分の方で1か月（暦月）にかかった診療が外来のみの場合は、すべての医療費の額を計算し、外来（個人）の額を超えた部分を給付します。

表2

区分	所得要件	自己負担限度額	
		外来（個人ごと）	
現役並みⅢ	課税所得690万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000) × 1% 〈多数該当140,100円〉	
現役並みⅡ	課税所得380万円以上	167,400円 + (医療費 - 558,000) × 1% 〈多数該当93,000円〉	
現役並みⅠ	課税所得145万円以上	80,100円 + (医療費 - 267,000) × 1% 〈多数該当44,400円〉	
一般	課税所得145万円未満	18,000円 〈年間 144,000円〉	57,600円 〈44,400円〉
低所得Ⅱ	住民税非課税	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ	住民税非課税（所得が一定以下）		15,000円

〈多数該当〉 過去12か月に3回以上、4回目から

★所得要件の判定基準

現役並みⅢ・Ⅱ・Ⅰ…「高齢受給者証」の負担割合が3割表示の方

1人でも課税所得（各種控除後）年額145万円以上の方がいる世帯
課税所得額が690万円以上であれば現役並みⅢ

課税所得額が380万円以上690万円未満であれば現役並みⅡ

それ以外は現役並みⅠ

※基準収入額適用により、収入合計が1人の場合383万円未満、2人以上の場合520万円未満の世帯は申請により2割負担になる可能性があります。支部又は本部まで連絡ください。

一 一般…「高齢受給者証」の負担割合が2割表示の方

課税所得（各種控除後）年額145万円未満の方

※平成27年1月1日以降、新たに70歳以上の被保険者に係る基礎
控除後の合計金額が210万円以下である方

低所得Ⅱ…「高齢受給者証」の負担割合が2割表示の方

世帯全員が非課税の方

低所得Ⅰ…「高齢受給者証」の負担割合が2割表示の方

世帯全員が非課税で、所得が一定基準以下の方

※「高齢受給者証」の負担割合は誕生月の翌月（1日生まれは当月）から対象になります。

判定については、マイナンバー制度の情報連携によって行うため、マイナンバーの提出、確定申告をお願いします。判定ができなかった場合は所得に関係なく現役並みⅢとして3割負担になります。

令和7年10月1日以降、高齢受給者証は発行をしません。マイナ保険証（マイナポータル）または資格確認書に記載されるようになります。（すでにお手元に高齢受給者証がある方、10月から前期高齢者の方は有効期限まで使用できます）

申請手続きについて

- ・印鑑と対象となる医療費の領収書を持って所属支部で手続きをしてください。診療月の3か月後の14日（金融機関が休業日のときは、翌営業日）以降の支給になります。

限度額適用認定証

入院・外来の際に建設国保が発行する「限度額適用認定証」（ア・イ・ウ・エ・現役並みⅠ・現役並みⅡ）または「限度額適用・標準負担額減額認定証」（オ・低所得Ⅰ・低所得Ⅱ）を医療機関に提示すると、窓口での1か月の支払いが7頁の自己負担限度額までの負担になります。高額療養費に該当する金額は、建設国保が医療機関に支払います。印鑑を持って事前に所属支部で手続きをしてください。

注）現役並み・一般の区分に該当する方については窓口の支払いが自己負担限度額までとなっていますので「限度額適用認定証」は必要ありません。

☆マイナ保険証を利用すれば、限度額適用認定証がなくても高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。

※非課税世帯の方は生活療養の自己負担が変わることもあるため、支部へ確認してください。

特定疾病療養受療証

下記の①～③の疾病については、年齢を問わず自己負担限度額が1か月10,000円もしくは、20,000円（区分ア・イ）に軽減されます。

- ①血漿分画製剤を投与している血友病
- ②人工透析を行う必要のある慢性腎不全
- ③抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群
（HIV感染症を含み、厚生労働大臣の定める法に係るものに限る）

・所属支部で申請用紙を受け取り、医師に記入してもらい所属支部へ提出してください。

入院中の食事・生活療養

入院中の食事代は1食につき、下記の額（標準負担額）を自己負担し、残りの額は建設国保が負担します。低所得者（オ）、低所得者Ⅱ及び低所得者Ⅰの住民税非課税世帯については、あらかじめ「限度額適用・標準負担額減額認定証」（8頁）の申請手続きをして、医療機関の窓口へ提示してください。

入院時食事療養費

区 分		標準負担額（1食あたり）	備 考
一般所得世帯 ア～エの該当者（7頁・表1） 現役並み・一般の該当者（7頁・表2）		510円	手続不要
指定難病患者など		300円	医療機関に 証の提示が必要
住民税 非課税世帯	オの該当者（7頁・表1） 低所得Ⅱの該当者（7頁・表2）	240円 （※190円）	
	低所得Ⅰの該当者（7頁・表2）	110円	

※過去12か月の入院日数が90日を超える場合

また、65歳以上の方が療養病床に入院して生活療養の提供を受けた場合は、その生活療養に要した自己負担があります。残りの額は建設国保が負担します。

入院時生活療養費

区 分	医療の必要性が低い者		医療の必要性が高い者		指定難病患者		
	食費 （1食あたり）	居住費 （1日あたり）	食費 （1食あたり）	居住費 （1日あたり）	食費 （1食あたり）	居住費 （1日あたり）	
一般所得世帯 ア～エの該当者（7頁・表1） 現役並み・一般の該当者 （7頁・表2）	☆510円	370円	☆510円	370円	300円	0円	
住民税 非課税世帯	オの該当者 （7頁・表1） 低所得Ⅱの該当者 （7頁・表2）	240円	370円	240円 （※190円）	370円	240円 （※190円）	0円
	低所得Ⅰの該当者 （7頁・表2）	140円	370円	110円	370円	110円	0円

医療の必要性の高低は、入院時に医療機関が算定します。

☆管理栄養士または、栄養士による適時・適温の食事の提供など基準を満たさない場合は470円となります。

※過去12か月の入院日数が90日を超える場合

高額医療・高額介護合算療養費

建設国保に加入している世帯内で介護保険の受給者がいる場合、建設国保と介護保険両方の年間（8月～翌年7月）の自己負担額を合算して一定の限度額を超えた部分を支給します。まず、市町村の介護保険課で手続きをしてください。

療養費

下記に該当する場合には、いったん費用の全額を自己負担し、後日、申請により払戻しが受けられます。金額は、保険診療の基準で計算された額となり、審査により申請後約3か月後の払い戻しになります。

- ①マイナ保険証（資格確認書）を提示できずに自費で診療を受けた場合
〈必要書類〉診療報酬明細書（レセプト）・領収書
- ②治療用装具（治療のためのコルセット）
〈必要書類〉意見及び装具装着証明書・領収書
- ③小児弱視等（9歳未満）の治療用眼鏡等
※5歳未満は1年以上、5歳以上は2年以上の装着期間が必要
〈必要書類〉弱視等治療用眼鏡等作成指示書・処方箋・領収書
- ④海外療養費（渡航中の病気やケガ）
〈必要書類〉診療内容明細書・領収明細書（日本語に翻訳したもの）等

柔道整復師（整骨院・接骨院）・鍼灸院のかかり方

柔道整復師（整骨院・接骨院）・鍼灸師は医師でないため、施術行為が限定されています。そのため、建設国保が「使用できる場合」と「使用できない場合」がありますので注意してください。

負傷の原因を正確に伝えましょう。

また、整骨院・接骨院・鍼灸院での受診内容の確認を文章で問い合わせることがありますので協力をお願いします。

○建設国保が使用できる場合

- 外傷性の明らかな捻挫、打撲、肉離れ（挫傷）。
- 外傷性の明らかな骨折、脱臼は応急処置を除き、あらかじめ医師の同意が必要です。
- 入院していた場合は、退院日の翌日以降。
- あんま、マッサージ、鍼灸にかかるときは、**医師の同意書または診断書**が一定期間ごとに必要です。（医師の同意書がない場合は、全額自己負担となります。）
- 整骨院、接骨院の柔道整復師による施術は**急性期のみ**保険適用。

※応急処置とは、医療機関を受診する前に一度だけ緊急に施術を受ける事です。

×建設国保が使用できない場合

- 医療機関で同じ負傷部位を治療中の場合。
- 入院した日、入院時の一時帰宅をしている場合、退院した日を含む入院中。
- 単なる肩こりやスポーツによる筋肉疲労等、疾病予防の施術。
- スポーツなどの肉体疲労からの回復目的。
- 医師の同意がない骨折及び脱臼の患部の施術（応急手当を除く）。
- 神経痛、リウマチ、ヘルニアなど慢性的な病気（柔整）。
- 内科的疾患、脳疾患後遺症等の慢性疾患（柔整）。

注 意 点

- 整骨院や接骨院等を受診された際、建設国保が使用できない場合があります。その場合は後日、整骨院や接骨院から治療費を全額請求されることもありますので、受診前にしっかりと確認してください。
- 施術が長期にわたるときは、内科的要因も考えられますので、一度医師の診察を受けましょう。
- 療養費支給申請書は、受療者が柔道整復師等に建設国保への請求を委任するものです。内容をよく確認し、必ず自分で署名（サイン）しましょう。白紙の用紙にサインをするのは、間違った請求につながりますので、ご注意ください。
- 領収証は必ずもらい、内容を確認し、保管しておいてください。

出産育児一時金

組合員本人または家族が出産したとき、出産一児につき50万円支給します。

妊娠85日以上を経過した出産には出産育児一時金が支給されます。（死産等は、医師の証明が必要です。）医療機関の領収書（明細書）のコピーを提出してください。

※社会保険（本人）の資格が継続して1年以上あって、退職して半年以内の出産であれば、社会保険に申請してください。

直接払い制度

医療機関の窓口で建設国保の被保険者であることを提示して50万円までの出産費用を建設国保から医療機関へ支払う制度です。50万円を超えない場合は、その差額を支給します。

ただし、社会保険（本人）の資格が継続して1年以上あって、その資格を喪失して半年以内の出産であれば、社会保険の資格喪失証明書を医療機関へ提出してください。

出産手当金（組合員のみ）

組合員本人の出産につき、産前（分娩日含む）20日・産後50日以内で、労務に服さなかった期間、1日につき3,000円を支給します。申請用紙へ労務に服さなかった期間を事業主に証明してもらい提出してください。同時に傷病手当金が支給されている場合は支給されません。

産前産後還付金（令和6年1月施行）

令和5年11月1日以降に出産した建設国保に資格のある被保険者（本人・扶養）を対象に、産前産後期間の保険料を還付します。産前産後期間終了後、引落口座へ還付します。

※産前産後期間とは出産月の前月から出産月の翌々月、計4か月です。

（多胎妊娠の場合は計6か月）

〈申請に必要なもの〉

母子手帳や住民票など、親子関係と出産日が確認できるもの

未就学児償還金

未就学児に係る子育て世代への経済的負担の軽減措置の導入にあたり、年に一度2月頃未就学児のいる世帯に1人につき12,000円の還付を行います。対象者は建設国保に加入している未就学児で、直近の11月30日時点で資格のある方です。申請の必要はありません。

葬祭費

組合員本人が亡くなった場合50,000円、家族が亡くなった場合30,000円を支給します。

死亡の確認できる書類（死亡診断書等）が必要になりますので、建設国保の喪失手続き時に提出してください。

「建設国保の償還金」と「建労医療共済」の2つの制度により自己負担額が1万円を超える額を給付

建設国保に加入している組合員本人が医療機関で受診した際、市町村国保や社会保険などと同様に窓口で医療費を支払っていただきますが、自己負担額が医療機関の入院・通院合せて1か月に10,000円を超えた額を後日給付します。

※8頁の所得要件の判定が行えなかった場合は支給が出来ません。

高額な医療費がかかっても、実質10,000円の自己負担で医療を受けられる建設国保だけの有利な制度です。

高額療養費（7頁）に該当する場合は申請が必要で、申請後の給付になりますが、該当しない場合は診療月から3か月後の14日以降（金融機関が休業日の時は、翌営業日）に自動的に給付されます。

※入院時の食事代や部屋代等の保険診療の対象にならないものは含みません。

※治療原因が外傷の場合は所属支部へ届出が必要です。

※資格喪失、保険料未納、不正受診、確定申告の未申告等により給付されない場合があります。

例) 組合員本人が入院して窓口で18万円支払った。(イメージ)

※本人が70歳未満で区分ウに該当した場合（7頁・表1）



給付金額は、償還金、医療共済と高額療養費を合せて170,000円
別途、けんろう共済（34頁）や傷病手当金（6頁）の給付があります。



見直そう！上手な医療のかかり方

医療費は医療の高度化等により年々増加しています。個人の負担はもとより国保組合の財政にも影響を及ぼします。医療の受け方や薬との上手な付き合い方を心掛け、安心して医療を受けるために見直してみましょう。

お医者さんと薬との正しい付き合い方

◆重複受診（はしご受診）・頻回受診をやめよう

同じ病気で複数の医療機関を受診すると、その都度「初診料」がかかり、無駄な検査や薬が発生し、身体への負担や副作用の心配があります。医療費や薬代も余計にかかります。

また、同じ医療機関でも、処方された薬を飲み終わる前に、頻繁に受診（頻回受診）するのも控えましょう。※体調が悪化などした時には、早めに受診してください。

◆重複服薬・多剤服薬をやめよう

処方薬は効き目が強いいため、重複することで逆に体の不調を招くことがあります。また、服用する薬が増えれば増えるほど副作用のリスクが高まります。また、複数の医療機関にかり、同じ効能の薬を複数処方されれば、その分医療費を無駄にすることになります。

◆かかりつけ医をもとう

軽い症状であれば、大きな病院でも身近の開業医でも治療内容はほとんど変わりません。開業医は待ち時間も短く、身体の負担が軽減されます。かかりつけ医を自宅近くで選び、必要な場合はかかりつけ医から適切な医療機関へ紹介してもらいましょう。

大病院は重症患者に専門的な医療を提供する医療機関です。紹介状なしでは、追加で医療費の負担がかかります。

◆かかりつけ薬局をもとう

薬の重複・飲み合わせの確認やアレルギーの有無・病歴・病状等から、薬の使い方やアドバイスがもらえます。また、ポリファーマシー（多くの薬剤併用により起こる副作用や有害事象）を防ぐことに繋がります。

◆お薬手帳をもとう

お薬手帳は1冊にまとめて記録して服薬管理しましょう。かかりつけ薬局ではお薬手帳の記録をもとに、薬の効能の重複や副作用が起きないようにしてくれるので安心です。

◆リフィル処方箋を活用しよう

リフィル処方箋とは、症状が安定しているなどで、医師が認めた期間・回数で再診を受けずに繰り返し使用できるように発行する処方箋のことです。通院回数が減ったり、医療費抑制にもつながります。かかりつけ医に相談してみましょう。

◆セルフメディケーションを心がけよう

セルフメディケーションとは、「自分自身の健康に責任をもち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」です。適度な運動、バランスの取れた食事など健康管理を心がけ、軽度な体調不良のときは、薬剤師に相談の上、処方箋なしで購入できる市販薬を使うなどして様子を見ましょう。

※重複・頻回受診や重複・多剤服薬の対象者に文書等で照会・保健指導をさせていただきます。

医療費通知（領収証は必ず保管）

健康に対する認識や医療費の適正化に対する理解を深めてもらう目的で医療費通知を年2回発行します。

医療費通知には、受診した日数、医療費の全額と患者負担分が記載されており、発送月及び対象診療月は右記の通りです。

医療費通知（年2回）	
発送月	診療月
12月末	1月～10月
2月中旬	11・12月

※令和6年度より、年2回の発行へ変更になりました。

確定申告の医療費控除を受ける際に領収書の提出は不要ですが、医療費控除の明細書の作成及び提出が必要です。明細書の添付資料として建設国保からの医療費通知が利用できますが、医療機関からの請求の都合で11・12月分の医療費通知は2月中旬の発送になります。それ以前に確定申告を行う場合は、明細書にその内訳として医療機関等からの領収書を基に医療を受けた人・医療機関名・医療の内容・支払った医療費の金額等を記載する必要があります。

また医療費通知は、請求審査後の支払分が記載されています。そのため医療機関等からの請求が遅れた場合は医療費通知に記載がなかったり、実際の窓口負担額とは異なっている場合があります。

正確な医療費控除を受けるためにも領収書は失くさないようにしましょう。

※控除明細書作成のために使用した領収証は5年間保存する必要があります。

マイナンバーカードでマイナ保険証を利用すると、マイナポータルから保健医療を受けた記録が参照できるため、領収証を保管する必要がなく、確定申告時に医療費控除が簡単にできます。

ジェネリック医薬品（後発医薬品）の差額通知

医療費の適正化と被保険者の負担の軽減を図るため、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の差額通知を年3回実施しています。

厚生労働省ではジェネリック医薬品の普及を推進するため、令和11年度末までに使用割合（数量シェア）は80%以上と目標を提示しています。

現在処方されている薬の内容点検を行い、ジェネリック医薬品に切り替えることにより自己負担額の削減が見込まれる方について「ジェネリック医薬品差額通知」を送付します。通知が届いた場合には、内容を確認の上、ジェネリック医薬品の利用を検討してください。

ジェネリック医薬品への変更は、本人の意思を尊重するもので、通知によって強制されるものではありませんので、変更は主治医と十分に相談してください。

通知書には、同一成分のジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担減額を案内しています。ただし、ジェネリック医薬品は複数存在していますので金額にも幅があります。

通知が届いた場合には内容を確認の上、ジェネリック医薬品の利用を検討してください。

※令和6年10月より患者希望によりジェネリック医薬品を使用しなかった場合、特別料金がかかる場合があります。

健診	日程	対象者	料金・補助内容	備考
① 各支部集団健診	4～9月	組合員 配偶者 40歳以上家族 労組組合員	一般健診：無料 オプション：一部補助有 一部補助	支部より申込書配布 (機関紙日程掲載) ③～⑥の健診受診(希望)者以外
② 日帰り人間ドック (建設国保コース)	4～3月	35歳・40歳以上の 組合員 配偶者 家族 40歳以上労組組合員	当該年度内に 40歳以上：半額補助 35歳：11,000円 オプション：一部補助有 1/4補助	契約医療機関のみ 詳しくは18～20頁へ ③～⑥の健診受診(希望)者以外 ※支部事前申込必須
③ レディース健診	4～3月	40歳以上女性	一般健診：無料 オプション：一部補助有	①～⑥の健診受診(希望)者以外 詳しくは21～22頁へ ※支部事前申込必須
④ 特定健診 データ提供 (パート先・事業所 健診の結果提出)	4～3月	40歳以上の 組合員 配偶者 家族	特定健診項目全てを含 む結果の提出と問診票 の記入でクオカード 1,000円を後日送付	令和7年度内の健診結果を 令和8年5月末までに提出 ①～⑥の健診受診(希望)者以外 詳しくは25頁へ
⑤ 特定健診受診券 (ピンク紙)での 医療機関受診	5月下旬 ～3月	40歳以上の 組合員 配偶者 家族	自己負担1,000円 ※お近くの対象医療機 関等で受診可	8月頃までは支部へ 発券申込みが必要 それ以降、健診未受診者に配布 ①～⑥の健診受診(希望)者以外
⑥ 日曜健診 (健診未受診者対象)	11～12月	組合員 配偶者 40歳以上家族	一般健診：無料 オプション：一部補助有	詳しくは申込書又は17頁へ ①～⑥の健診受診(希望)者以外 ※支部事前申込必須

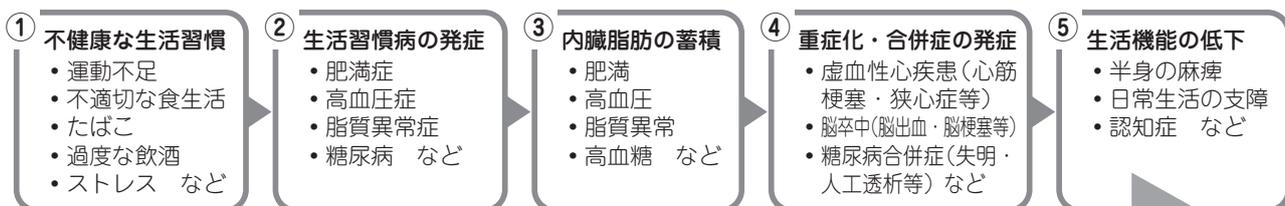
- ①⑤⑥一般健診内容：身体計測(身長・体重・BMI・腹囲・血圧・視力・聴力)／尿検査(糖・蛋白)／胸部レントゲン／血液検査(貧血検査・肝機能検査・血中脂質検査・血糖検査・腎機能検査)／医師診察
- ③④ 特定健診内容：身体計測(身長・体重・BMI・腹囲・血圧)／尿検査(糖・蛋白)／血液検査(肝機能検査・血中脂質検査・血糖検査)／医師診察

健診後、特定保健指導対象者となったら…

40歳以上の方で、健診の結果、対象となった方は、特定保健指導が**無料**で受けられます。集団健診会場や医療機関で健診当日や後日に実施します。

対象と言われたら、通常1万円～3万円くらいの保健指導が無料になり、病気になりお薬が必要になる前に、健康な身体に戻れるチャンスです！この機会をぜひご利用ください。

生活習慣病のイメージ



●**メタボリック
シンドローム予備群**

ここで、特定保健指導を受けたら医療費3割減とされています。

●**メタボリック
シンドローム**

ここまできたら、身体も医療費も負担大！早めの受診をしましょう。

●**動脈硬化の進行**

医療費負担増大

●**要介護状態**

日曜健診を受けましょう ～今年度健診未受診者対象 集団健診～

対象者：建設国保加入の組合員・配偶者・40歳以上家族

※今年度、支部の集団健診・受診券での特定健診・日帰り人間ドック・レディース健診を受診（希望）者・特定健診データ提供者は除く

健診日程：	岡山会場	11月2日(日) 1日	コンベックス岡山
	西大寺会場	11月16日(日) 1日	百花プラザ
	倉敷会場	11月23日(日) 1日	倉敷商工会議所
	津山会場	11月30日(日) 午前	津山市勤労者福祉センター
	灘崎会場	12月7日(日) 1日	灘崎文化センター

※詳細は支部から配布する申込書をご覧ください。

※受診票の宛名部分に記載の【受付時間】を厳守しご来場ください。

※日程・時間等は、申込み人数により変更になる場合があります。

※地域の実情に応じて、今後変更・中止になる可能性があります。

※係員の誘導にご協力ください。体調不良等ある場合は受診をお控えください。

申し込み：申込書を所属支部へFAX等で申込みください。※申込みがない方は受診できません。

締切：健診希望日の1か月前まで

一般健診：身体計測（身長・体重・BMI・腹囲・血圧・視力・聴力）／尿検査（糖・蛋白）／
 （検査内容）胸部レントゲン／血液検査（貧血検査・肝機能検査・血中脂質検査・血糖検査・腎機能検査）／医師診察

料 金：	一般健診		無 料
		心電図検査	550円
オ プ シ ョ ン 検 査		大腸がん検査	40歳未満 1,100円
			40歳以上 無料
		前立腺がん検査（PSA）	50歳未満 1,760円
			50歳以上 880円
	血 液 検 査	CA125（卵巣がんなどの検査）	2,050円
		ピロリ菌抗体検査	1,650円
		胃ペプシノゲン検査	3,300円
		B型肝炎検査	550円
		C型肝炎検査	550円

※一般健診は、支部集団健診と同じ内容です。
 ※胃バリウム検査はありません。また、オプションのみの受診はできません。
 ※検査結果により、対象となった方は、特定保健指導を実施します。

健診機関：（一社）エヒメ健診協会

※日曜健診を受けると40歳以上の方は特定健診を受診したことになります。

※日曜健診を受けられる場合で、特定健診受診券（ピンク紙）をお持ちの方は支部へ返却してください。

※他の健診との重複補助はできません。（重複受診はできません。）

日帰り人間ドックを受けよう!

日帰り人間ドックでは、下記対象年齢の方には、補助を行っています。「組合補助あり」と記載のある列は、補助後の窓口負担額を掲示しています。20頁の申込用紙で、所属支部へ受診日前までに申込みをお願いします。

医療機関へ直接ご予約の場合でも、受診日前までに所属支部へ申込みがない場合は、補助が適用できませんので、ご注意ください。

また、特定健診受診券使用の健診や、レディース健診・日曜健診・健診データ提供・肺ヘリカルCT検診（人間ドックオプション受診時）等との重複補助は出来ません。

対 象 者

今年度40歳以上

（S61.3.31以前生まれの方）
ドックコース：2分の1補助
対象オプション検査：2分の1補助

今年度35歳

（H2.4.1～H3.3.31生まれの方）
ドックコース：自己負担11,000円
（女性は子宮がん検査含む）
オプション：2分の1補助

日帰り人間ドック契約一覧表

※年度途中で検査料金を改定する健診機関があります。

	医療機関／ 検査料金	組合補助あり 40歳以上 自己負担額		対象外年齢 自己負担額	胃バリウム検査から 胃カメラへの 変更時自己負担額			オプション検査：組合補助あり自己負担額				
		ドックコース						(全額料金)	前立腺 がん検査	子宮がん 検診	乳がん健診 (視触診追加医療機関あり)	
		初めて	2回目 以降	①初めての方 ②2回目以降	切り 替え	鼻 カメラ	追加 料金				PSA (血液)	内診+細胞診 (頸部)
1	岡山済生会 予防 医学健診センター	19,525	18,425	①39,050 ②36,850	○	×	5,500	1,309	2,200	2,750	3,300	6,600
2	済生会昭和町 健康管理センター	19,250	18,150	①38,500 ②36,300	○	×	5,500	1,310	2,200	2,475	2,200	6,600
3	岡山ろうさい病院： 胃カメラが基本	20,000	20,000	①40,000 ②40,000	バリウ ム可	○	なし	880	3,000	3,250	2,250	9,425
4	淳風会 健康管理センター 岡山・倉敷	19,907	18,257	①39,814 ②36,514	○	○	8,800	1,375	2,750	2,200	2,200	5,500
5	たまの病院 (旧：玉野市民病院)	16,500	16,500	①33,000 ②33,000	○	×	2,200	1,100	1,375	3,850 (マンモ・エコーセット)		4,950
6	赤磐医師会病院	19,861	19,352	①39,722 ②38,704	○	×	なし	770	3,667	3,802	×	8,085
7	大ヶ池診療所	20,900	20,350	①41,800 ②40,700	×	×	×	1,500	2,200	2,500	2,250	×
8	平病院	18,000	18,000	①36,000 ②36,000	○	○	2,200	1,000	×	×	×	7,500
9	倉敷成人病 健診センター	20,460	19,635	①40,920 ②39,270	○	○	6,600	★	2,750	2,750	2,750	4,400

	医療機関／ 検査料金	組合補助あり 40歳以上 自己負担額		対象外年齢 自己負担額 (全額料金)	胃バリウム検査から 胃カメラへの 変更時自己負担額			オプション検査：組合補助あり自己負担額				
		ドックコース			切り 替え	鼻 カメラ	追加 料金	前立腺 がん検査 PSA (血液)	子宮がん 検診 内診+細胞診 (頸部)	乳がん健診 (視触診追加医療機関あり)		肺ヘリカル CT検査
		初めて	2回目 以降							①初めての方 ②2回目以降	マンモ グラフィ	
10	倉敷市立市民病院	16,126	15,086	①32,252 ②30,173	○	×	3,300	1,100	2,000	2,500	2,500	3,000
11	玉島協同病院	19,800	18,660	①39,600 ②37,320	○	○	2,750	1,320	×	×	×	×
12	井原市民病院	16,500	16,500	①33,000 ②33,000	○	○	3,300	1,100	1,830	2,880	2,475	3,300
13	笠岡第一病院 健康管理センター	21,150	20,475	①42,300 ②40,950	○	○	3,200	1,050	2,750	2,700	×	5,500
14	江原積善会 ESクリニック	21,506	20,406	①43,013 ②40,813	×	×	×	1,100	1,925	2,200	×	5,500
15	中国労働衛生協会 津山健診センター	19,250	19,250	①38,500 ②38,500	×	×	×	★	2,750	2,750	×	2,750
16	高梁中央病院	17,600	17,105	①35,200 ②34,210	○	○	なし	腫瘍 マーカー 4項目： 4,730	1,485	2,475	1,540	4,900
17	成羽病院	16,180	15,535	①32,360 ②31,070	○	○	4,000	865	1,835	2,650	×	4,585
18	金田病院	18,700	18,150	①37,400 ②36,300	○	×	なし	825	1,650	2,750	×	6,600
19	津山中央まにわ病院 (旧：近藤病院)	20,030	18,420	①40,060 ②36,840	○	○	なし	1,100	×	×	×	×
20	勝山病院	17,325	16,725	①34,650 ②33,450	○	○	なし	700	1,750	2,887	1,750	7,350
21	湯原温泉病院	20,350	19,800	①40,700 ②39,600	○	○	なし	880	1,760	2,365	×	2,750
22	芳野病院	15,410	14,360	①30,820 ②28,720	○	○	なし	1,100	×	×	×	6,600
23	倉敷中央病院付属 予防医療プラザ	21,890	21,890	①43,780 ②43,780	○	○	5,500	1,100	2,750	2,750	2,750	5,500

★：日帰り人間ドックの検査項目に含まれています。 ×：検査を実施していません。
初めての方はC型肝炎ウイルス検査があります。2回目以降は実施しません。

日帰りドック検査内容（例）

身体測定・視力・聴力・血圧・尿検査・便検査（大腸がん）・心電図・眼圧（眼底）・肺機能検査・血液検査（貧血・脂質・肝機能・膵臓・代謝・腎臓他）・腹部超音波（肝・膵・脾・腎臓他）・胸部レントゲン・胃バリウム検査（もしくはカメラ）・医師診察

※医療機関により検査項目が異なります。

所属支部	FAX	建設国保→健診機関	建設国保→支部
支部			

日帰り人間ドック 申込書

申込日：令和 年 月 日

※建設国保日帰り人間ドック補助対象者は下記の方です。

- 建設国保加入の**35歳の方**（平成2年4月1日生～平成3年3月31日生）
自己負担11,000円です。（女性は子宮がん検診含む）オプションで、肺ヘリカルCTのみは半額補助があります。乳がん検診は実費です。
- 建設国保又は建設労働組合に加入の今年度末までに**40歳以上の方**（昭和61年3月31日以前に生まれた方）
半額補助があります。窓口でのお支払いは、費用の2分の1です。（下記オプション検査は対象年齢により半額補助有）
※労働組合のみ加入の組合員は4分の3が自己負担になります。（窓口で2分の1支払後、残り4分の1は後日支部から請求が来ます。）
- 建設国保加入の上記対象外年齢（34歳以下・36歳～39歳）
オプションで、肺ヘリカルCTのみ半額補助があります。（その他の項目は実費です。）

※建設国保ドック（補助あり）希望者は、医療機関に予約済みであっても、必ず所属支部に申込書を送付してください。
（申込みが健診日までに所属支部に提出されない場合は、補助が適用されませんのでご注意ください。）

☆下記①～④へご記入し、所属支部へ申込みください。

①受診希望健診機関名をご記入ください。

組 合 員				組 合 員 ・ 配 偶 者 ・ 家 族			
②建設国保の人間ドックを受けられたことはありますか。 ※初めて受診の方で、C型肝炎検査未受診者は初回料金になります。 <input type="checkbox"/> 初回 <input type="checkbox"/> 2回目以上（前回 年前）				②建設国保の人間ドックを受けられたことはありますか。 ※初めて受診の方で、C型肝炎検査未受診者は初回料金になります。 <input type="checkbox"/> 初回 <input type="checkbox"/> 2回目以上（前回 年前）			
③受診者情報・受診内容・資格を記入してください。				③受診者情報・受診内容・資格を記入してください。			
建設国保 被保険者	記号 岡304	番号	枝番 01	建設国保 被保険者	記号 岡304	番号	枝番
氏名カナ				氏名カナ			
氏 名				氏 名			
男・女				男・女			
生年月日 S・H 年 月 日（ 歳）				生年月日 S・H 年 月 日（ 歳）			
住 所 〒 -				住 所 〒 -			
携帯電話 - -				携帯電話 - -			
電 話 - -				電 話 - -			
↓希望オプション検査項目に○をしてください。				↓希望オプション検査項目に○をしてください。			
胃バリウム検査から胃カメラ検査へ変更 前立腺腫瘍マーカー（PSA）：補助対象（50歳以上男性） 子宮がん検査：補助対象（35歳・40歳以上女性） 乳がん（マンモグラフィ）：補助対象（40歳以上女性） 乳がん（超音波）：補助対象（40歳以上女性） 肺ヘリカルCT				胃バリウム検査から胃カメラ検査へ変更 前立腺腫瘍マーカー（PSA）：補助対象（50歳以上男性） 子宮がん検査：補助対象（35歳・40歳以上女性） 乳がん（マンモグラフィ）：補助対象（40歳以上女性） 乳がん（超音波）：補助対象（40歳以上女性） 肺ヘリカルCT			
↓資格確認：該当の資格に○をしてください。				↓資格確認：該当の資格に○をしてください。			
建設国保加入35歳（年度内到達年齢） 建設国保加入40歳以上（年度内到達年齢） 建設労働組合のみ加入（健康保険は建設国保以外） 補助対象外年齢又は組合外（建設国保・労働組合未加入）				建設国保加入35歳（年度内到達年齢） 建設国保加入40歳以上（年度内到達年齢） 建設労働組合のみ加入（健康保険は建設国保以外） 補助対象外年齢又は組合外（建設国保・労働組合未加入）			
④受診希望日【受診希望者記入欄】（希望指定はできません） 月 日（頃） （医療機関への予約状況） <input type="checkbox"/> 未予約 <input type="checkbox"/> 予約済み				【医療機関記入欄】人間ドック受診決定日 月 日 ※医療機関日程調整ご担当者様へ 日程・検査内容等はご本人と調整していただきますようお願いいたします。			
備考							

※オプションで、対象年齢の方には組合から補助が有ります。（医療機関によりコース料金に含まれているオプション有）

※子宮がん検診・乳がん検診・肺ヘリカルCTを実施していない、または胃カメラに変更できない医療機関もあります。

また、胃バリウム検査から胃カメラへの変更は、料金が変わる医療機関もあります。申込み時ご確認ください。

レディース健診

対象者：建設国保加入の40歳以上の女性（組合員・配偶者・家族）

※今年度、支部の集団健診・受診券での特定健診・日帰り人間ドック・日曜健診を受診（希望）者・特定健診データ提供者は除く

健診期間：令和8年3月31日まで

健診場所：淳風会健康管理センター 岡山・倉敷

申し込み：申込書を所属支部へFAX等で申込みください。

※申込みがない方は補助がありません。

一般健診：身体計測（身長・体重・BMI・腹囲・血圧・視力・聴力）／尿検査（糖・蛋白）／
（検査内容）胸部レントゲン／血液検査（貧血検査・肝機能検査・血中脂質検査・血糖検査・腎機能検査）／医師診察

料 金：

一般健診		無 料	
オ プ シ ョ ン 検 査	心電図検査	550円	
	大腸がん検査	無料	
	子宮がん検査	2,750円	
	乳がん検査（補助1つのみ）	マンモグラフィ	2,200円
		乳腺超音波	2,200円
	B型肝炎検査	550円	
	C型肝炎検査	550円	

※一般健診は、支部集団健診と同じ内容です。
※他のオプション検査をご希望の方は健診機関にご相談ください。
オプションのみの受診はできません。

※レディース健診を受けると特定健診を受診したことになります。

※レディース健診を受けられる場合で、特定健診受診券（ピンク紙）をお持ちの方は支部へ返却してください。

※レディース健診を受けられると、他の健診の補助はできません。（重複受診はできません。）



レディース健診 申込書

医療機関FAX

支部FAX

所 属：

支 部

申込日：令和

年

月

日

受診会場：淳風会 健康管理センター

岡 山：岡山市北区大供2-3-1

(TEL：050-3163-0002)

倉 敷：倉敷市連島中央3-1-19 淳風スクエア

(TEL：086-454-8400)



支部集団健診と同じ内容の一般健診[無料]プラス、女性がん検診[半額補助有]を上記施設内で受診できます。

●健診実施期間：4月1日～3月31日

●健診受付時間：14時～15時（基本…オプション検査内容により異なります。）

!重 要!		必ず、所属支部へ申込みをお願いします。 (医療機関への予約のみでは、補助が出ません。全額実費となります)					
受診条件の 確認： 必須項目⇒	右記を確認し、チェック☑をお願いします。	<input type="checkbox"/> 建設国保に加入の、40歳以上の女性です。(今年度末時点の年齢)					
		<input type="checkbox"/> 建設国保の他の健診(日帰り人間ドック・支部集団健診・日曜健診・受診券使用の特定健診)を受診または受診予定はありません。 ※重複補助はできません。					
資格の確認： 該当するものに○をお願いします。⇒	組合員	一般健診項目表 (無料)	身長・体重・BMI・腹囲・血圧・視力・聴力・尿(蛋白・糖)・医師診察・問診・胸部レントゲン・GOT・GPT・γ-GTP・HDLコレステロール・LDLコレステロール・中性脂肪・赤血球数・血色素量・血糖・HbA1c・尿酸・クレアチニン・eGFR				
	配偶者						
	家族						
建設国保被保険者	記 号	岡304	番 号	カナ	数字	枝番	
住 所	〒 ー						
TEL	(携帯電話)	ー	ー				
TEL	(自宅・事業所)	ー	ー				
フリガナ						生年月日	
氏 名	女性のみ					昭和 年 月 日 ※40歳以上の方のみ(歳)	
補助有項目					自己負担	※一般健診の自己負担はありません。 ※オプションのみの受診は、できません。 ※他の健診と重複補助は、できません。 ※市町村のがん検診クーポン使用の場合は、備考欄へ記載してください。	
健 診	○	一般健診 (必須)		無 料			
オプション 検査項目： 希望するものに○を記入してください。 ⇒		心電図 (事業所等へ提出の際は必須)		550円			
		大腸がん検査(便潜血1日法)		無 料			
		B型肝炎検査(過去受診済みの場合は検査不要)		550円			
		C型肝炎検査(過去受診済みの場合は検査不要)		550円			
		子宮がん検診		2,750円			
	乳がん検診(補助は1つのみ)		マンモグラフィ	2,200円			
			乳腺超音波検査	2,200円			
受診会場：↓ 希望会場に○をお願いします。	健診予約日 または 健診希望日 ※希望日指定は出来ません。			令和 年 月 日(頃)		淳風会へ 予約済みの 場合は○を↓	
淳風会 岡山・倉敷				※淳風会へ直接予約済みの場合でも、支部への申込みは必須です。 ※未予約の方は、後日健診機関より直接連絡があります。			
備 考(その他希望オプション)							
健診受診決定日 医療機関記入欄	令和 年 月 日			医療機関 担当者名	FAX 返信日		

肺ヘリカルCT検診を受けよう

胸部レントゲン検査より詳しく検査できる、肺ヘリカルCT検診を下記日程で、行います。
裏面申込書にて、所属支部へ申込みください。

受診できる期間：令和7年12月1日～令和8年1月31日まで
実施健診機関：倉敷成人病健診センター（倉敷市白楽町282）
検査項目：胸部ヘリカルCT検査（医師診察なし）
検査費用：4,400円（検査料金から組合負担引いた金額）
申し込み先：別紙申込書を記入され、所属支部へFAXします。
検診日の決定：健診センターから案内等が届きます。
※日程決定後の変更は、倉敷成人病健診センターへご連絡ください。

肺ヘリカルCT検診をお勧めする方

- 年齢が50歳以上の人
- 家庭や職場で身近に喫煙者がいる人
- 1か月以上咳、痰（特に血痰）、胸痛が治らない人
- 血縁者が、がんにかかったことのある人
- 粉じん、アスベスト（石綿）などを吸いこむような作業経歴がある人
- 40歳以上の喫煙者（特に喫煙指数※が400以上の人）

喫煙指数 = 1日の喫煙本数 × 喫煙年数

（例） 1日20本、20年間吸い続けた場合喫煙指数は400（=20×20）

日帰り人間ドックでも、オプションで肺CTヘリカル検診の補助をしています。

（医療機関により実施できない場合があります。）

肺ヘリカルCT検診の補助は年に1回のみです。（全年齢対象）

★岡山ろうさい病院でアスベスト（石綿）健診も実施しています。

（通年実施・半額補助あり）希望者は、所属支部へ問い合わせてください。

肺ヘリカルCT以外に専門医師が診察や結果説明をしています。

（今まで胸部レントゲン等で異常なしの方対象）

今までに肺で指摘のあった方は岡山ろうさい病院では外来受診になります。

胸部ヘリカルCT検診申込書

建設国保記入欄	
建設国保 FAX確認	医療機関 / 支部 /

令和 年 月 日
岡山県建設国民健康保険組合

検査項目：胸部ヘリカルCT検査のみ（医師の診断等はありません）
検診料金：健診機関でお支払ください。本人自己負担：4,400円（税込健診料金（税込）から組合負担分を引いた金額）
尚、今年度組合の日帰り人間ドックで胸部ヘリカルCT検査を受けた（予定）方は胸部ヘリカルCT検診は受診できません。（組合補助は年度内に1回）
検診結果（健康診断書）については建設国保組合で個人情報に留意し、管理していただきますので、ご了承ください。

建設国保 被保険者番号	岡304	—		
住所	〒 - -	電話 () -		
		日中つながる電話 (携帯電話)		
氏名	フリガナ	検診希望日	検診決定日	連絡欄
生年月日	年 月 日 (歳)	男・女	月 日 ()	月 日 ()
氏名	フリガナ	男・女	月 日 ()	月 日 ()
生年月日	年 月 日 (歳)	男・女	月 日 ()	月 日 ()

検診決定日について

検診日が決まりましたら、倉敷成人病健診センターより、ご本人様に案内・問診票を送付させていただきます。
検診日決定後の日程変更は直接、ご本人と倉敷成人病健診センターで調整していただくようになります。

特定健診結果の提供にご協力ください

40歳以上の建設国保加入者が、建設国保が補助する健診以外の特定健診項目を全て含む結果（元請等の事業所健診やパート先の健診など）を提出した場合、問診票の記入で、クオカード1,000円分を進呈しています。

対象者：建設国保補助のある健診（集団健診・日曜健診・日帰り人間ドック・レディース健診・特定健診受診券を使用した健診）を未受診又は受診予定のない方で、健診日・提出日に、建設国保の資格のある昭和61年3月31日以前に生まれの方
 ※他の健診と重複補助は受けられません。

提出：下記健診項目全てを満たす結果（コピー）・問診票
 ※健診等の結果に、氏名・生年月日・受診日・医療機関名・医師名の記載があるかご確認ください。
 ※問診票は、支部にあります。提出時にご記入をお願いいたします。

対象健診日：令和7年度内（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

提出期限：令和8年5月末（所属支部へ提出）

健診項目：

身体計測	身長・体重・BMI・腹囲・血圧
血中脂質検査	中性脂肪（空腹時／随時いずれも可）・HDL-コレステロール・LDL-コレステロール
肝機能検査	AST（GOT）・ALT（GPT）・ γ -GTP
血糖検査 （いずれかの項目の実施で可）	HbA1c・空腹時血糖・随時血糖（食後3.5時間以上） ※食後3.5時間未満で採血した血糖（随時）のみは、対象外となります。
尿検査	糖・蛋白
医師	他覚症状・診断

オンライン資格確認等システムによる

特定健康診査情報の提供に関する不同意申出書について

医療機関等の窓口での『オンライン資格確認』の開始により、建設国保加入以前の保険者で受診した特定健診結果を建設国保が自動取得にすることができるようになりました。

取得した特定健診結果は医療情報とともに分析し、みなさんへの的確な保健事業に活用されます。

もし、加入以前の特定健診結果を建設国保に取得されたくない場合は、「不同意の申請」が必要になります。申請・詳細は、所属の支部へご連絡ください。

※この申出は、加入する保険者が変わると、「同意」に戻ってしまいます。建設国保に加入以前の保険者に申し出ていた場合でも、改めて建設国保で「不同意の申出」をしてください。

保 養 所 を 利 用 し よ う

組合では中四国地方を中心に全国で43か所の保養所と契約し、被保険者が利用した場合に500円から4,000円保養所利用補助として支給しています。

保養所を利用する際には事前に「契約保養所利用承認書」(次項)へ利用者名を記入の上、保養所から確認印をもらってください。

あわせて、保養所から発行された領収書を所属支部に提出してください。領収書については、右図のように以下の5点の明記があるものが必ず必要です。

- | | |
|-----------|----------|
| ①被保険者宛のもの | ②利用年月日 |
| ③利用人数 | ④利用金額の内訳 |
| ⑤宿泊か休憩か | |

※家族以外の他人同士で一緒に利用した場合には、必ず領収書はそれぞれに発行してもらってください。

〈注意点〉

- この補助金は、個人の保養と健康増進を目的としたもので、目的に沿わない利用については支給できません。
- 日帰り保養の場合は、①部屋を取り、②入浴し、③食事をする、この3点を全て満たす場合に限り、補助金を支給します。ただし、入浴については「施設の都合で日中は利用できない」ということが確認できるときは、①部屋を取り、③食事をするの2点で補助します。
- 「シャトレーゼホテル石和」「日田天領水の宿」については、建設国保からの補助金とは別に、直接、宿への予約申し込みに関し、受付時に建設国保の資格確認書または資格情報のお知らせ(マイナポータル)を提示することで、被保険者1名につき1人1泊あたり500円、同伴者3人までが上限で減額を受けることができます。ただし、下記の(1)~(8)の場合は減額されませんので、詳しくは、予約申込み時に当該施設で確認してください。
 - 利用時に建設国保の資格情報の提示がなかった場合
 - 1泊2食(夕食および朝食または昼食)未満のプランの利用
 - 6歳以下(小学生を除く)の利用
 - 指定施設が定めた繁盛期または特別日の利用
 - 指定施設が特に減額しないと定めたプラン
 - 割引券、クーポン券等、他の優待を受ける場合
 - 福利厚生企業が提供するサービス(各種優待、予約手配等)を受ける場合
 - 他社(Webを含む)を介して利用の予約をした場合

(領収書・例)

日付		部屋番号	科目名称	数量	単価	金額
01.07		1234	1泊2食	2	16,740	33,480
			1泊2食(お子様)	3	13,392	40,176 (5,456)
			内消費税			300
			入湯税			
			・・・小計・・・			73,956
ご利用合計						73,956

日付		ご芳名		様		御請求明細書		No.
20**/01/08		岡山 太郎				〇〇ホテル		12345
						〒123-4567 〇〇県〇〇市〇〇〇		
						TEL:123-456-7890		
領収金額						¥73,956.-		

決 定 伺	理 事 長	常 務 理 事	事 務 局 長	係	支 部 長
	決 定 金 額		※ 円		

契 約 保 養 所 利 用 承 認 書

支 部 名	利用責任者住所				
被保険者番号	氏名 ㊟				
利 用 日	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日				
利 用 内 容	宿 泊 名		休 憩 名		
保 養 所 名	㊟				
利 用 者 名	被保険者番号	氏 名	区 分	内 容	備 考
			本・家	泊・休	
			本・家	泊・休	
			本・家	泊・休	
			本・家	泊・休	
			本・家	泊・休	
			本・家	泊・休	
			本・家	泊・休	

※内容欄の「保」とは
 ①休憩用の部屋を取っていること、②食事を取っていること、
 ③入浴施設を利用していること、の三点の条件全てを満たす場合に限ります。

※コピーして使用してください

岡山県建設国民健康保険組合

組合から支給する補助金

	県外宿泊 (1泊につき)	県外日帰り	県内宿泊 (1泊につき)	県内日帰り
組 合 員	4,000円	1,500円	3,000円	1,000円
家 族	2,000円	750円	1,500円	500円

※同一地区で3連泊以上の場合には、2泊分を限度に支給します。

※乳幼児等で補助金額に満たない場合には対象外です。

契約保養所所在地

(ホームページまたは27頁の「契約保養所利用承認書」を持参して出掛けてください)

施 設 名	所 在 地	電 話
倉敷由加温泉ホテル 山桃花	岡山県倉敷市児島由加3285	086-477-5588
せとうち児島ホテル	岡山県倉敷市下津井吹上303-53	086-473-7711
WASHU BLUE RESORT風籠	岡山県倉敷市下津井吹上303-17	086-479-9500
国民宿舎 良寛荘	岡山県倉敷市玉島柏島478	086-522-5291
国民宿舎 サンロード吉備路	岡山県総社市三須825-1	0866-90-0550
公共の宿 神原荘	岡山県高梁市松原町神原2281-3	0866-22-0135
湯郷グランドホテル	岡山県美作市湯郷581-2	0868-72-0395
油 屋	岡山県真庭市湯原温泉27	0867-62-2006
花 や し き	岡山県真庭市湯原温泉21	0867-62-3341
湯 の 蔵 つ る や	岡山県真庭市湯原温泉144	0867-62-2016
湯 の 里 瀬 戸 川 温 泉	岡山県苫田郡鏡野町寺元425-9	0868-54-4118
奥 津 荘	岡山県苫田郡鏡野町奥津48	0868-52-0021
芙 蓉 別 館	鳥取県米子市皆生温泉3-14-10	0859-34-0009
白 石 家	島根県松江市玉湯町玉造44-2	0852-62-0521
民 宿 岩 屋 荘	広島県呉市倉橋町鹿島上18857	0823-54-1057
旅 館 三 七 十 館	兵庫県美方郡香美町香住区境906	0796-36-3330
国民宿舎 小豆島	香川県小豆郡小豆島町池田1500-4	0879-75-1115
国民の宿 うみがめ荘	徳島県海部郡美波町日和佐浦370-4	0884-77-1166
ホ テ ル 葛 城	愛媛県松山市道後湯月町4-16	089-931-5141
花 ゆ づ き	愛媛県松山市道後湯月町4-16	089-943-3333
石 鎚 京 屋 観 光 旅 館	愛媛県西条市西之川甲106	0897-59-0335
国民宿舎 足摺テルメ	高知県土佐清水市足摺岬1433-3	0880-88-0301
国民宿舎 桂浜荘	高知県高知市浦戸城山830-25	088-841-2201
ワシントンホテル 旭川	北海道旭川市宮下通7丁目3112	0166-23-7111
然別湖畔温泉ホテル 風水	北海道河東郡鹿追町字然別湖畔	0156-67-2211

施設名	所在地	電話
十勝川温泉・湯元 富士ホテル	北海道河東郡音更町十勝川温泉南14-1	0155-46-2201
道後温泉 ホテル古湧園 遥	愛媛県松山市道後鷺谷町1-1	089-945-5911
道後温泉 八千代	愛媛県松山市道後多幸町6-34	089-947-8888
琵琶湖温泉 緑水亭	滋賀県大津市雄琴6-1-6	077-577-2222
松の家 花泉	岡山県真庭市湯原温泉320-1	0867-62-2121
萩 小 町	山口県萩市椿東越ヶ浜6509	0838-25-0121
萩 一 輪	山口県萩市堀内菊ヶ浜482-2	0838-25-7771
リゾートホテル 美萩	山口県萩市堀内菊ヶ浜485	0838-21-7121
さ ひ め 野	島根県大田市三瓶町志学2078-2	0854-83-3001
よ し の や	島根県鹿足郡津和野町後田口185-3	0856-72-4039
矢 掛 屋	岡山県小田郡矢掛町矢掛3050-1	0866-82-0111
シャトレーゼホテル石和	山梨県笛吹市石和町松本348-1	055-262-3755
日田天領水の宿	大分県日田市中ノ島町685-6	0973-24-0811
真庭リバーサイドホテル	岡山県真庭市開田620	0867-52-1521
琵琶湖グランドホテル	滋賀県大津市雄琴6-5-1	077-579-2111
道後プリンスホテル	愛媛県松山市道後姫塚100	089-947-2000
橋 津 屋	鳥取県東伯郡三朝町三朝886	0858-43-0719
ポピースプリングス リゾート&スパ	岡山県美作市湯郷538-1	0868-72-7575

※施設が休業や閉業となっていることもありますので、申込時には必ず当該施設へ直接問い合わせてください。

亀の井ホテル保養所契約解除に伴う

マイステイズホテルグループ割引制度のご案内

令和6年7月31日をもちまして、亀の井ホテル（全国30施設）の保養所契約が解除となりました。現在保養所補助はありませんが、代替えとして岡山県建設国保組合専用の宿泊料が10% OFFになる割引コード（プロモコード）が使用可能となります。亀の井ホテル以外にもマイステイズホテルグループの全宿泊施設（令和7年2月1日現在：全国175施設）が利用できますので、ご宿泊の際はご利用ください。

利用方法

- ①マイステイズホテルグループの公式ホームページへアクセス
- ②希望ホテル・日程・人数等を選択
- ③プロモコード（KH10）を入力後、検索、予約申込

下記二次元コードからマイステイズホテルグループの公式ホームページにアクセスできます。



※WEB経由での予約のみ対象となります。（電話での予約では対象になりません。）

※一部対象外プランがあります。

予防接種を受けて、病気予防をしましょう

組合が実施をするインフルエンザ予防接種の補助について

接種してから身体に免疫ができるのは2週間程度かかります。

インフルエンザが流行する12月までにはできるだけ接種を済ませましょう。

対 象 者：組合員とその家族（建設国保の資格のある方）

補 助 額：接種対象期間内1人1回限りで1,500円を限度に補助。

1,500円未満の場合には、実費分を補助します。ただし、15歳未満は2回まで補助します。（15歳以上は1回のみ）

令和8年2月27日までに支部へ申請してください。

接 種 期 間：令和7年10月1日～令和8年1月31日

申 請 期 限：令和8年2月27日まで

申請書類等：医療機関が発行した領収書（原本）、印鑑

※領収書に以下の①～⑥全ての項目が明記されている領収書に限ります。

医療機関へ記載を依頼してください。

①接種年月日 ②医療機関名 ③領収印 ④接種者の氏名

⑤接種費用額（一人一回毎の費用額） ⑥「インフルエンザ（予防接種）」の表記

市町村が実施をする定期予防接種について

接種時期、接種場所、対象者などの詳細については住民票のある市区町村予防接種担当へお問い合わせください。

自己負担が自治体によって異なる予防接種 ※申請等が必要な場合があります。

●高齢者肺炎球菌ワクチン

65歳の方・60～64歳で対象となる方

●带状疱疹ワクチン ※詳細は、自治体ごとに異なる場合があります。

65歳の方・60～64歳で対象となる方

令和7年度～令和11年度までの5年間の経過措置として、その年度に70・75・80・85・90・95・100歳になる方も対象。101歳以上の方は、令和7年度に限り対象。

●インフルエンザワクチン

65歳以上の方・60～64歳で対象となる方

●新型コロナワクチン

令和7年度定期接種については、自治体の広報誌等で確認してください。

全額公費負担の予防接種

- ロタウイルス・ジフテリア・百日せき・ポリオ・麻しん・風しん・日本脳炎・破傷風・結核・Hib・小児用肺炎球菌・水痘・B型肝炎・子宮頸がん（HPV）
（親子手帳や予防接種手帳等を参考にしてください）

※クーポン券や接種券の再発行もできます。お住まいの自治体窓口へご連絡ください。

医療機関等の受診の際はマイナ保険証をご利用ください！

○マイナンバーカードをマイナ保険証として利用するために下記の準備をし、医療機関等で利用をお願いします。

STEP1. マイナンバーカードを申請

■申請方法

- ① オンラインで申請する
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便で申請する
- ③ まちなかの証明写真機から申請する



STEP2. マイナンバーカードを健康保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



STEP3. 医療機関・薬局でマイナンバーカードを用いて受付

■受付方法

- ① 顔認証つきカードリーダーにマイナンバーカードを置く
- ② 本人認証を行う
(顔認証・暗証番号)
- ③ 各種情報提供の同意選択をする



○マイナ保険証を使うとこんなメリットがあります。

1. よりよい医療を受けることができる！

過去に処方された薬や特定健診の情報を正しく医療機関等に伝えることは大変ですが、情報提供に同意することで、過去に処方されたお薬や特定健診の情報などをスムーズに共有することができ、よりよい医療に繋がります。またマイナポータルからも自分の過去の診療情報を閲覧できます。

2. 手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除！

マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。限度額適用認定証の事前申請は不要となります。

※非課税世帯の方は生活療養の自己負担が変わることもあるため、支部に確認してください。

※入院時の食事負担や差額ベッド代等は高額療養費制度での自己負担限度額の対象に含みません。

3. マイナポータルで確定申告時に医療費控除が簡単にできる！

マイナポータルから保健医療を受けた記録が参照できるため、領収証を保管する必要がなく、簡単に医療費控除申請の手続きができます。

健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカードを保有していない方には、「資格確認書」が交付され、引き続き医療を受けることができます。

マイナ保険証

マイナ保険証の利用登録の解除について

支部にて解除の申請が行えます。解除の申請を行ってから反映まで、最長で2か月程度の時間が必要になります。解除反映後、資格確認書が交付されます。

マイナンバーの変更について

マイナンバーカードの紛失や盗難により、マイナンバーが変更される場合があります。その際は速やかに支部へ届け出てください。医療機関等で建設国保を使えなくなる可能性があります。

適正に医療を受けるため確定申告が必要です

医療機関等でマイナ保険証を利用することで、健康保険の資格や限度額適用認定証、高齢受給者証の窓口負担の確認も可能です。

ただし、限度額適用認定証、高齢受給者証の利用には建設国保に加入している被保険者全員の所得情報が必要となるので、確定申告を行っていない場合、給付が適用とならないことがあります。(16歳以上の無収入の方も申告が必要です。)

非課税世帯の方は生活療養の自己負担が変わることもあるため、限度額適用認定証の交付申請が必要です。

また、紛失などによりマイナンバーを変更した場合や扶養の方に変更があった時は速やかに所属支部にて変更手続きをお願いします。

葬儀の手配、相談はエヴァホールまで

建設国保組合では、総合葬祭式場エヴァホール（株式会社いのうえ）と業務提携をしており、特別割引で葬儀等の依頼ができます。

葬儀用祭壇、弔事花環、弔事生花が10%割引になる他、花環、生花の手配代行も行っており、岡山県下全域で対応可能です。

また、お葬式に関する相続や財産、終活に関するさまざまな相談が無料で受けられます。利用の際に「岡山県建設国民健康保険組合員」と伝えてください。

特別割引	
葬儀用祭壇	10%割引
弔事花環	10%割引
弔事生花	10%割引

無料相談
• 葬儀、法要に関すること
• 介護や健康、遺言・相続、お墓や仏壇に関すること

事前相談
随時
受付中

お問合せ先



総合葬祭式場
エヴァホール
フリーダイヤル 0120-05-1000
<https://www.everhall.co.jp>

後期高齢者医療制度について

- 後期高齢者医療制度の被保険者になるのは、75歳以上の人は全員で選択制ではありません。65歳以上で一定の障害がある人は申請により被保険者になります。
- 病院等での自己負担割合は、一般の人は1割、現役並み所得者は2割または3割です。
- 保険料は年金からの天引きが原則です。
- 制度の運営は県内全ての市町村が加入する「後期高齢者医療広域連合」が行います。
- 事務の窓口は市町村です。相談、申請は市町村役場で行います。

組合員本人が75歳になる場合

本人（75歳になる）⇒後期高齢者医療制度へ



（建労の組合員資格は継続され、組合費も引き落とされます。）

家族（74歳以下）⇒建設業従事者なら建設国保（本人）へ、建設業従事者以外なら



市町村国保へ

（本人の建設国保の資格喪失に伴い、家族の資格も無くなります。）

※法人事業主・労災保険加入者の労働組合脱退には注意が必要です。詳しくは支部へ。

家族が75歳になる場合 ※組合での手続きは不要です。

本人（74歳以下）⇒これまで通り建設国保



家族（75歳になる）⇒後期高齢者医療制度へ



家族（74歳以下）⇒これまで通り建設国保（家族）



建設国保の保険料の納付について、ご注意ください

1. 組合員が75歳になるとき
誕生月から、本人・家族とも、建設国保の保険料は不要です。
2. 組合員より先に75歳になる家族がいるとき
当該家族の保険料は、誕生月より不要です。

後期高齢者医療制度に移行しても、労働組合に残ってください

※ただし、事務員として加入している方は組合に残ることができませんので、支部にて脱退の手続きをお願いします。

けんろう共済給付一覧

共 済 事 由			給 付 金	
休 業 補 償	病 気 や ケ ガ で	入 院 1 日	3,000円	
		入 院 以 外 1 日	1,000円	
死 亡	組 合 員		300,000円	
	配 偶 者		20,000円	
	子		20,000円	
	父 母		20,000円 (別居は5,000円)	
組合員の重度障害(労災事故がもとで著しい障害が残ったとき)			300,000円	
祝 金	結 婚		20,000円	
	出 産		20,000円	
	成 人		20,000円	
	資 格 取 得		20,000円	
	入 学	小 学 校	20,000円	
		中 学 校	20,000円	
	組 合 員 還 暦 (60 歳)		20,000円	
組 合 員 敬 老 (70歳から5歳ごとに)		20,000円		
住 宅 災 害	火 災 等	全 焼 ・ 全 壊	1,000,000円	
		半 焼 ・ 半 壊	500,000~900,000円	
		一 部 焼 ・ 壊	~300,000円	
	自然災害等	風水害等	全壊・流失	300,000円
			半 壊	150,000円
			一 部 壊	10,000~30,000円
			床 上 浸 水	10,000~150,000円
		地 震 等	全壊・流失	100,000円
			大規模半壊	60,000円
			半 壊	50,000円
			一 部 壊	10,000円
同 居 親 族 死 亡		100,000円		

支部一覽

支 部 名	住 所	電 話	F A X
岡 山	岡山市北区東古松1-14-1	086-231-0887	086-225-6544
倉 敷	倉敷市幸町1-12	086-424-1332	086-424-1065
児 島	倉敷市児島小川5-1-27	086-473-0358	086-472-0072
玉 島	倉敷市玉島阿賀崎1760-3-4	086-525-3282	086-525-1008
津 山	津山市志戸部691-1	0868-22-4924	0868-24-1730
玉 野	玉野市宇野1-43-28	0863-31-5020	0863-31-8263
総 社	総社市真壁1444-3	0866-92-2517	0866-92-2539
西 大 寺	岡山市東区西大寺中3-17-11	086-942-3251	086-943-8131
高 梁	高梁市鉄砲町1751-3	0866-22-3639	0866-22-4005
和 気	備前市浦伊部161-6	0869-64-3135	0869-64-3153
都 窪	岡山市北区撫川1269-1	086-259-4400	086-259-4401
笠 岡	笠岡市十一番町11-81	0865-63-6372	0865-69-1601
真 庭	真庭市古見201-5	0867-42-1560	0867-42-2287
井 原	井原市井原町833	0866-62-1634	0866-65-1511
御 津	岡山市北区御津金川715	086-724-3762	086-724-9525
小 田	小田郡矢掛町東川面1166-1	0866-83-3081	0866-83-3081
久 米	久米郡美咲町原田4345-1	0868-66-2772	0868-66-2771
赤 磐	赤磐市高屋504-3	086-955-6345	086-955-9272
な だ さ き	岡山市南区彦崎2835-1	086-362-5674	086-363-9728
吉 備	倉敷市真備町箭田1180-3	086-698-7388	086-697-1214
英 田	美作市林野440	0868-72-1572	0868-72-1262
新 見	新見市新見858	0867-71-3111	0867-71-3112
苫 田 西	苫田郡鏡野町土居1536-1	0868-54-0151	0868-54-7571

個人情報の保有と利用目的に関するお知らせ

岡山県建設労働組合並びに岡山県建設国民健康保険組合（以下「組合」という）は、建設労働者の経済的地位の向上と労働条件の維持改善を図り、暮らしと健康を守る運動を進めています。そのため、組合に加入する組合員とその家族の氏名・住所・生年月日等個人情報を保有しています。個人情報保護法の定めに基づき、保有する個人情報の利用目的を次の通りお知らせします。

また、個人情報の開示等請求及び苦情の申出についても、下記にて受け付けます。

I 利用目的

【労働組合での利用目的】

①諸制度・政策要求に必要な利用目的

1. 組合員資格の管理と組合費の徴収
2. 集会等への参加の呼びかけ
3. 組合活動中の事故に対する救援

②福利厚生、共済事業や生活改善に必要な利用目的

1. けんろう共済規定に定める死亡及び重度障害、住宅災害、休業、結婚、出生、成人、入学、敬老、脱退一時金等各種給付金の支給

③仕事確保、組織拡大等の組合活動に必要な利用目的

1. 作業主任者講習、技能講習等各種資格取得のための講習会への参加呼びかけ
2. 役員会、班長会の開催及び組合の世話活動と組織拡大の呼びかけ

④その他上記活動に伴う業務に必要な利用目的

1. 組合機関紙の配布、広告宣伝物の配布、事業部による物販活動

【国保組合での利用目的】

利用目的	組合内部での利用目的	外部への業務委託
①保険給付に必要な利用目的	<ol style="list-style-type: none">1. 療養等の給付2. 入院食事療養費の支給3. 償還金等の支給4. 外傷の問い合わせ	<ol style="list-style-type: none">1. 資格等のデータ処理及びレセプトデータの入力2. 給付金振込情報の金融機関への提供
②保険料の徴収に必要な利用目的	<ol style="list-style-type: none">1. 被保険者資格の確認2. 国保保険料の徴収3. 家族被保険者の認定4. 被保険者証の発行	<ol style="list-style-type: none">1. 保険料引落し情報の金融機関への提供2. 領収書・請求書の作成
③診療報酬の審査支払いに必要な利用目的	<ol style="list-style-type: none">1. 診療報酬明細書(レセプト)等の内容点検・審査2. 職業病の取組み3. 資格喪失後の受診等に係る医療機関への照会	<ol style="list-style-type: none">1. レセプトの配列委託2. レセプト内容の点検3. 第三者行為に係る求償の委託
④保健事業に必要な利用目的	<ol style="list-style-type: none">1. 健康家庭表彰2. 健康診断・特定健診の実施3. 保養施設利用者への補助4. 医療費通知の実施	<ol style="list-style-type: none">1. 医療費通知書の作成
⑤事業運営の安定に必要な利用目的	<ol style="list-style-type: none">1. 医療分析・疾病分析2. 業務の維持改善の為の基礎資料	<ol style="list-style-type: none">1. 各種医療費の統計

II 個人情報の開示請求等の受付

個人情報の開示請求及び苦情の申し出の手続きについては、下記組合本部までお問い合わせください。

岡山市北区駅元町23-12 岡山県建設労働組合 電話 086-252-2338
〃 岡山県建設国民健康保険組合 〃 086-252-9595